

高等学校等就学支援金（令和4年7月申請）の提出書類について

◇就学支援金（令和4年7月申請）をご申請の方へ

就学支援金制度（授業料を無償化する制度）はマイナンバー制度を活用しています。

7月の申請について、下記の書類を提出して頂く必要がありますので、よろしくお願いいたします。

なお、前回申請時に提出いただきました書類及び審査結果により、申請者ごとに7月の申請に必要な書類が異なりますのでご注意ください。申請に必要な書類は次のとおりとなります。

◇前回の申請時に生活保護受給証明書を提出された方

7月1日現在、生活保護受給世帯の方

○継続にあたっての確認票及び生活保護受給証明書の提出が必要です。

高等学校等就学支援金申請書（収入状況届出書）の提出は不要です。

7月1日現在、生活保護受給世帯ではなくなった方

○継続にあたっての確認票及びマイナンバーカード等の写しの提出が必要です。

高等学校等就学支援金申請書（収入状況届出書）の提出は不要です。

◇これまで一度も就学支援金の申請をしていらっしゃらない方

○申請をされる場合は、高等学校等就学支援金申請書（受給資格認定申請書）及びマイナンバーカード等の写しもしくは生活保護受給証明書の提出が必要です。

ご不明な点がございましたら、お通りの学校事務室、もしくは教育庁までお問い合わせください。

大阪府立りんくう翔南高等学校 事務室
TEL 072-483-4474

<本件連絡先>
教育庁 施設財務課 歳入グループ
TEL 06-6941-0351（代表）
※内線 6913 もしくは 6914 をご指定ください